

## ◆グアム・北マリアナ諸島の入国要件変更のお知らせ（2024年11月30日～）

グアム及び北マリアナ諸島（サイパン島、テニアン島、ロタ島など。詳しくはこちら <https://www.gousa.jp/state/northern-mariana-islands>）への入国要件が、11月30日より以下の通り変更になります。渡航を予定されているお客様は必ずご確認をお願い致します。

### <入国要件>

日本国籍をお持ちの方の場合、グアム・北マリアナ諸島への入国にはパスポート（入国時45日以上残存期間が望ましい）と税関申告書（電子税関申告書「EDF」）の他に、**下記3つのいずれか**が必要となります。

- ① 米国ビザ <https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>
- ② 米国ビザ免除プログラム「ESTA」 <https://esta.cbp.dhs.gov/>
- ③ **グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」** <https://g-cnmi-eta.cbp.dhs.gov/>  
（2024年11月29日グアム・北マリアナ諸島着までは、グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム「I-736」書面も有効）

### <必ずお読みください>

2024年11月30日 午前0時（グアム・北マリアナ諸島現地時間）以降の入国は、「**I-736**」書面は無効となります。

その代わりに、**オンラインでのみ発行可能なグアム - 北マリアナ諸島連邦 電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」のみ有効**となります。

申請は無料、これまで紙面で記載していたものがデジタル申請となり、一度承認されると最大2年間有効で再申請の必要もありません。詳細は各観光局のホームページをご覧ください。

グアム政府観光局 <https://www.visitguam.jp/planning/immigration-to-guam/>

マリアナ政府観光局日本事務 <https://mymarianas.jp/news/11485/>

※米国ビザまたはESTAを取得している場合には必要ありません。

※情報は随時更新される場合があります。最新の情報はU.S. Customs and Border Protectionの**公式サイト** (<https://g-cnmi-eta.cbp.dhs.gov/>) をご覧ください。

※グアムはアメリカの準州であり、入国審査（Immigration）はアメリカ連邦政府の管轄、税関（Customs）はグアム政府が管轄しており、グアム政府観光局でのこれらの情報によりグアムへの入国を100%保証することはできません。

<お問い合わせ先>

グアム政府観光局

[nfo@gvb.or.jp](mailto:nfo@gvb.or.jp)

マリアナ政府観光局

[info@mvejapan.com](mailto:info@mvejapan.com)